

別表1 患者定点の種別、担当すべき医療機関の条件、対象疾患、調査単位および報告様式

患者定点の種別	担当すべき医療機関の条件等	対象疾患	調査単位	報告様式
小児科定点	小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）	(89)RSウイルス感染症、(90)咽頭結膜熱、(92)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(93)感染性胃腸炎、(99)水痘、(103)手足口病、(104)伝染性紅斑、(105)突発性発しん、(107)ヘルパンギーナ、(112)流行性耳下腺炎	週単位 (月曜日から日曜日)	別記 様式6-1
急性呼吸器感染症 定点	以下の小児科定点と内科定点とする。	(89)RSウイルス感染症、(90)咽頭結膜熱、(91)インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。)、(92)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(94)急性呼吸器感染症(インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。)、RSウイルス感染症、咽頭結膜炎、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。)、(98)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、(107)ヘルパンギーナ	週単位 (月曜日から日曜日)	別記 様式6-2
小児科定点	前項の小児科定点とする。			
内科定点	内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）			
眼科定点	眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）	(95)急性出血性結膜炎、(111)流行性角結膜炎	週単位 (月曜日から日曜日)	別記 様式6-3
性感染症定点	産婦人科、産科、婦人科(産婦人科系)または、性病科、泌尿器科、皮膚科、皮膚泌尿器科(泌尿器科・皮膚科系)標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）	(100)性器クラミジア感染症、 (101)性器ヘルペスウイルス感染症、 (102)尖圭コンジローマ、 (113)淋菌感染症	月単位	別記 様式6-4
基幹定点	患者を300人以上収容する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）	(91)インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。)	週単位 (月曜日から日曜日)	別記 様式6-2(2)
		(98)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)		別記 様式6-2(3)

		<p>(93) 感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る。)、  (96) クラミジア肺炎 (オウム病を除く。)、 (97) 細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、 (108) マイコプラズマ肺炎、 (109) 無菌性髄膜炎</p>		別記 様式6-5
		<p>(106) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、  (110) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、</p>	月単位	別記 様式6-6

別表2 患者定点の数

保健所名	急性呼吸器感染症 (内科)	小児科および急性呼吸器感染症 (小児科)	眼科	性感染症	基幹定点	計
大津市	4	6	2	3	1	16
草津	5	6	2	3	1	17
甲賀	1	2	1	1	1	6
東近江	2	4	1	2	1	10
彦根	2	2	1	1	1	7
長浜	1	2	1	1	1	6
高島	1	1	1	1	1	5
合計	16	23	9	12	7	67

\* 性感染症定点数は、全県域において、産婦人科系と泌尿器科・皮膚科系がおおむね同数になるように指定する。

別表3 病原体定点の数

保健所名	急性呼吸器感染症 (内科)	小児科	眼科	性感染症	基幹定点	計
大津市	1	2	1	0	1	5
草津	1	2			1	4
甲賀	1	1			1	3
東近江	1	2			1	4
彦根	1	1			1	3
長浜	1	1			1	3
高島	1	1			1	3
合計	7	10	1	0	7	25